

# 市立札幌病院開放型病院運営要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、市立札幌病院に開放型病床を設置するにあたり、市立札幌病院開放型病院登録医申請書（以下、登録医申請書）により届け出た二次医療圏の医療機関の医師及び歯科医師（以下「登録医」という。）に対して施設、設備等を開放し、共同診療及び共同指導をとおして、医療技術の向上を図りつつ地域医療の発展に貢献することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において「開放型病床」とは、登録医が入院させた自己の患者に対し、市立札幌病院医師と共同して診療を行うことができる市立札幌病院の病床をいう。

## (運用)

第3条 市立札幌病院開放型病床の利用は、札幌市医師会等との合意のもと、第1条の目的に賛同する登録医の紹介に基づき、第4条第1項に規定する市立札幌病院開放型病床に入院する患者に対し、市立札幌病院医師と登録医とが共同で診療にあたるものとする。

## (開放型病床)

第4条 市立札幌病院の一般病床は、登録医から紹介のあった入院患者を収容できる開放型病床とする。

- 2 市立札幌病院の一般病床を開放型病床として利用できる患者は、14日以内に退院が可能な者とする。
- 3 開放型病床に入院させた患者は、病態の変化に応じ院内の適切な病床に転床できるものとする。
- 4 開放型病床の管理は、院長の責任において行うものとする。

## (登録医)

第5条 開放型病床を利用しようとする保険医療機関は、市立札幌病院に届け出なければならない。

- 2 前頁の届出は、登録医申請書をもって行うものとし、市立札幌病院長がこれを了承した医師を登録医とする。
- 3 登録医を辞退する場合は、登録医の届出を行った保険医療機関が、市立札幌病院に書面をもって届出を行うものとする。
- 4 第8条に規定する、市立札幌病院開放型病床運営委員会において不相当と判断した場合には、登録を抹消することができる。
- 5 開放型病床の利用を希望する登録医及び市立札幌病院担当医師（以下「院内主治医」という。）は、事前に市立札幌病院地域連携センターに連絡するものとする。

る。

(診療上の責務)

第6条 登録医との共同診療において、院内主治医が患者の主治医として診療における最終責任をもつ。

- 2 登録医は、院内主治医との共同診療において副主治医として診療に当たるものとする。
- 3 登録医は、開放型病床で診療に従事するに当たって、市立札幌病院に係る条例、規則、理念、基準などに従い院内主治医と共同して診療上の責務を負うものとする。

(診療)

第7条 開放型病床に入院中の患者に関する診療は、市立札幌病院長の管理下にあるものとする。

- 2 登録医の診療時間は、原則として平日の9時～19時までとし、あらかじめ市立札幌病院地域連携センターに連絡するものとする。
- 3 登録医は、紹介患者を開放型病床に入院させた場合、必要に応じて来院の上、院内主治医と診療方針の協議及び患者の診察を行うものとする。
- 4 登録医と院内主治医の診療に関する意見交換は、直接または診療録を介して行うものとする。
- 5 医薬品及び診療材料、検査機器は市立札幌病院の採用品を使用するものとする。

(患者の入退院)

第8条 登録医は、自己の患者を開放型病床に入院させようとする場合は、診療情報提供書に必要事項を記載し提出しなければならない。

- 2 入院要否最終決定は、市立札幌病院の当該診療科医師の判断によるものとする。
- 3 入院期間は概ね14日以内とする。
- 4 患者の退院決定及び退院後の治療方針については、原則、登録医と院内主治医の合議で決定する。

(登録医の研修)

第9条 登録医は、市立札幌病院が実施する症例検討会、院内研修会等に参加できる。

(施設・設備の共同利用等)

第10条 登録医は、市立札幌病院の会議室、図書室等を利用できる。

- 2 登録医は、市立札幌病院が保有する診療に関する諸記録及び病院の管理及び運営に関する諸記録のうち、患者の秘密を害するおそれのないものとして厚生労働省令で定めるものとして、次に掲げるものを閲覧できる。
  - (1) 共同利用の実績
  - (2) 救急医療の提供の実績

- (3) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績
- (4) 閲覧の実績
- (5) 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績

(運営委員会)

第11条 開放型病床の効率的かつ円滑な運営について協議するため、市立札幌病院開放型病床運営委員会を設置する。

2 運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(医療事故損害賠償)

第12条 開放型病床利用患者に発生した医療事故については、市立札幌病院職員と当該登録医がその処理に当たり、費用などについては、原則として病院が加入する医療賠償責任保険を適用する。

2 第1項以外の場合については、その都度協議の上処理するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、開放型病床の運営について必要な事項は市立札幌病院が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年3月18日から施行する。
- 3 この要綱は、平成30年4月 1日から施行する。